

新設分割に関する事後開示書面

2020年10月1日

株式会社 カクヤスグループ

2020年10月1日

新設分割に関する事後開示書面

東京都北区豊島二丁目3番1号
株式会社カクヤスグループ
代表取締役 佐藤順一

東京都北区豊島二丁目3番1号
株式会社カクヤス
代表取締役 佐藤順一

株式会社カクヤスグループ(2020年10月1日付で株式会社カクヤスから商号変更。以下「分割会社」という。)は、2020年5月25日付の新設分割計画に基づき、2020年10月1日付をもって株式会社カクヤス(以下「新会社」という。)を新たに設立し、分割会社の子会社及び関連会社の管理に関する事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続(以下「本件分割」という。)を行いました。本件分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号、並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2020年10月1日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第805条の2に基づき本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

分割会社は、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2020年6月29日付で公告を行いました。所定の期間内に同条第1項に基づく株式の買取請求をした反対株主はいませんでした。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続(会社法第808条の規定による手続)は実施

しておりません。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

本件分割により分割会社から新会社へ承継する債務については、重畳的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることができません。そのため、債権者保護に関する手続（会社法第810条の規定による手続）は実施しておりません。

6. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、本件分割の効力発生日である2020年10月1日をもって分割会社の子会社及び関連会社の管理に関する事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継致しました。なお、承継した資産の額は19,055百万円、負債の額は15,192百万円（いずれも概算値）であります。

7. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上